

住民税(市・県民税)の申告をお願いします

申告期間は2月16日(金)～3月15日(木)、市・県民税申告書は1月末に郵送します。

市・県民税の申告

市・県民税は個人の前年中の所得に対して課税されます。1月1日現在、市内在住で、次に該当する方は申告が必要です。

- ・前年中に営業や農業、その他の事業、不動産、年金、利子、配当などの所得があった方
 - ・会社員で給与以外に所得があった方や前年中に退職した方
 - ・日給者で勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ただし、税務署に所得税確定申告書を提出する方は、市・県民税申告書の提出は必要ありません。

国民健康保険税の申告

国民健康保険に加入している方の所得の申告も受け付けます。前年中に所得のなかった方も、国民健康保険税を算定する資料として必要ですので、必ず申告してください。

申告の手続き

市・県民税、国民健康保険税の申告の日程などは、〈表〉のとおりです。

期間中、所得税などの確定申告は、三木税務署で行っています。市役所では、所得税などの確定申告の相談は行っていません。

〈表〉申告の日程と会場 (2月16日～3月15日)

	月 日	時 間	会 場	対象地区
申 告 期 間	2月20日(火)	午前9時30分～正午 午後1時～3時	緑が丘町公民館	志染町青山 緑が丘町
	2月21日(水)	午前9時30分～正午 午後1時～3時	自由が丘公民館	西自由が丘・中自由が丘・ 東自由が丘・自由が丘本町
	2月22日(木)	午前9時30分～11時30分	別所町公民館	別所町
	2月23日(金)	午前9時30分～11時30分	志染町公民館	志染町 (自由が丘・青山を除く)
	2月26日(月)	午前9時30分～11時30分	口吉川町公民館	口吉川町
	2月27日(火)	午前9時30分～11時30分	細川町公民館	細川町
	2月16日(金)～ 3月15日(木) (土・日を除く)	午前9時～正午 午後1時～3時	市役所税務課前 吉川支所多目的室	市内全域

*受付は終了30分前までに済ませてください。

問(市)税務課 市民税グループ

税金の申告にご利用ください

1月末に、平成29年中に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、納税義務者(被保険者)へ年間納付済額をはがきでお知らせします。

右記保険税(料)の納付済額は、確定申告および住民税申告の際に社会保険料控除の対象になりますので、申告時まで大切に保管してください。

▼対象者 平成29年1月1日～12月31日に右記保険税(料)を納付した納税義務者(被保険者)

問 国民健康保険税

(市)税務課 市民税グループ、管理グループ

○後期高齢者医療保険料

(市)医療保険課 福祉医療グループ

○介護保険料

(市)介護保険課 保険給付グループ

三木税務署からのお知らせ

問三木税務署 ☎82-0501

会社員や年金受給者の方へ

会社員や年金受給者の方のための還付申告会場を確定申告期間前に開設します。

▶日時 2月2日(金)、5日(月)～7日(水) 午前9時30分～午後3時(混雑状況によって早めに受付を終了します。)

▶会場 市民活動センター 3階大会議室(末広1丁目6-46)

会場では、土地・建物や株式等の譲渡、贈与税の相談は行っていません。

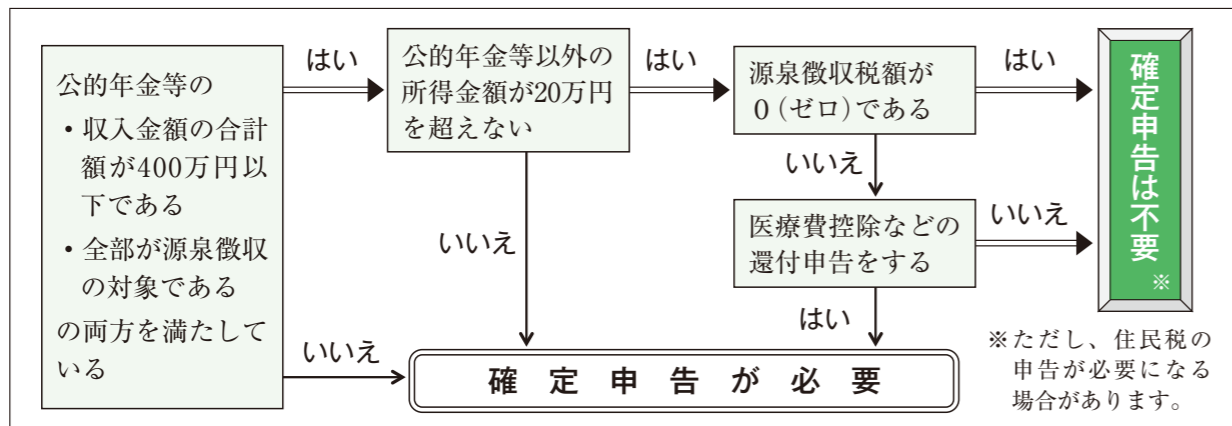
改正のポイント

●確定申告 医療費控除は領収書が提出不要に！明細書を作成して提出すればOK
平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

- ・医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
 - ・医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです)。
- (注)平成29～31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

公的年金等を受給している方へ

次の要件をすべて満たす方は、所得税の確定申告は必要ありません。



*ただし、住民税の申告が必要になる場合があります。

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

1月1日現在で市内に償却資産を所有している方は、償却資産の申告が必要です。償却資産とは、工場や商店などを経営している方が、土地や家屋以外でその事業に用いることができる構築物、機械、器具および備品などのことです。

また、売電目的や事業用として設置した太陽光発電設備や共同住宅の外構なども、償却資産となります。対象となる資産を所有している場合は、1月末までに申告書にマイナンバーを記入し、申告してください。申告書がない方は送付しますので連絡してください。なお、申告は毎年必要です。

問(市)税務課 資産税グループ

「屋根工事」 広告

雨漏りのお家は当社へご相談ください
当社の職人さんが点検させていただきます

創業昭和55年 業暦38年。三木市地域に根づいたお店です。
これまでの実績に基づき適切なアドバイスをさせていただきます。

三木市志染町中自由が丘1丁目495-2 TEL: 0794-85-2116
http://seishin-housing.com/ FAX: 0794-85-3565

株式会社 西神ハウジング